



2022年2月28日

各 位

会 社 名 株式会社サイバーセキュリティクラウド  
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 小池敏弘  
(コード番号：4493 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 CFO 倉田雅史  
(TEL. 03-6416-9996)

### 定款の一部変更及び本店所在地変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第12期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更理由

- (1) 今後の事業拡大に伴う人員増加、完全子会社である株式会社ソフテックとの吸収合併に備え、執務スペースの確保及び業務の効率化を図ることを目的として第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都品川区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を、<u>東京都渋谷区</u>に置く。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を、<u>東京都品川区</u>に置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p>

(新 設)

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(本店の所在地に関する経過措置)

第2条 第3条（本店の所在地）の変更は2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずるものとし、本条は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

以 上